

■ 付 属 資 料 ■

## 1 計画の策定経過

本計画は、平成21年度に基礎調査を実施して、ごみの排出実態の基礎的情報を把握し、平成22年度計画内容の検討を進めた。

本計画の策定にあたっては、環境部内実務担当者によりワーキンググループを組織し、9度の会議を開催することにより、計画の立案作業を行った。また市の計画として位置づけするために大津市廃棄物等処理対策本部設置規則により「大津市廃棄物処理等対策本部員会議」において審議した。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例」に基づく「大津市廃棄物減量等推進審議会」に諮問、4度の審議会を開催し、審議いただいた後、答申を得た。

## 2 審議（検討）経過

日 程	会議の名称	内 容
平成22年3月23日	大津市廃棄物減量等推進審議会	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定について諮問
平成22年6月30日	ワーキンググループ （第1回）	議長選出 今後の作業日程 計画策定の必要性及び実施計画等関連計画との関係
平成22年7月28日	ワーキンググループ （第2回）	基本フレーム検討（ごみ量予測等）
平成22年8月25日	ワーキンググループ （第3回）	基本フレーム検討（ごみ量予測再検討） ごみ減量化目標及び施策の検討
平成22年9月29日	ワーキンググループ （第4回）	ごみ減量化目標及び施策の検討
平成22年10月27日	ワーキンググループ （第5回）	ごみ減量化施策の整理について 計画骨子案について
平成22年11月24日	ワーキンググループ （第6回）	計画骨子案について
平成22年11月30日	大津市廃棄物等処理対策本部 本部員会議・幹事会議合同会議	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画骨子案について
平成22年12月15日	ワーキンググループ （第7回）	計画骨子案について
平成22年12月17日	大津市廃棄物減量等推進審議会	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）について
平成23年1月19日	ワーキンググループ （第8回）	基本計画素案について
平成23年1月24日	大津市廃棄物減量等推進審議会	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画素案について パブリックコメントについて
平成23年2月1日～ 平成23年2月21日		計画素案によるパブリックコメント実施
平成23年3月9日	ワーキンググループ （第9回）	パブリックコメント実施結果について
平成23年3月15日	大津市廃棄物減量等推進審議会	パブリックコメント実施結果について 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画について
平成23年3月29日		答 申

### 3 諮問

写

大環廃第422号  
平成22年 3月23日

大津市廃棄物減量等推進審議会

会長 樋口 能士 様

大津市長 目片 信

大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例第17条第2項の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

#### 記

#### 1 諮問事項

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定について

#### 2 諮問理由

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条において、「市町村は、当該区域全域について、地方自治法第2条第4項の基本構想に即して一般廃棄物処理計画を定めなければならない。」と規定されております。

大津市では、平成18年3月に「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 大津～HERATプラン（後期計画）」を策定し、本市におけるごみ処理に関する方向性を示してきました。現計画の計画目標年次は平成22年度であり計画の更新時期に来ていることから、このたび平成23年度から平成32年度の10年間を計画期間とする新たな基本計画を策定することとしました。

計画策定にあたっては、現計画策定後の地球温暖化問題の進展やごみ減量施策の推進に伴う住民意識の変化などを踏まえ、ごみ減量化の目標数値等を見直す必要があります。また、ごみの減量や資源化率の推移など計画の進捗状況については積極的に情報開示を進めるとともに、情報を市民と共有し、市民、事業者、行政の3者がパートナーシップをもって取り組んでいくもの、と考えております。

つきましては、計画策定にあたり大津市廃棄物減量等推進審議会においてご審議賜りますようお願いいたします。

平成 23 年 3 月 29 日

大津市長 目片 信 様

案

大津市廃棄物減量等推進審議会  
会 長 樋口 能士

## 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画について（答申）

平成 22 年 3 月 23 日付け大環廃第 4 2 2 号にて諮問のありました標記の事項について答申します。本計画の推進にあたっては、市民や事業者と協働し、積極的な施策の展開を図られるよう要望いたします。

## 答申にあたって

平成 22 年 3 月 23 日付け大環廃第 4 2 2 号にて諮問のありました「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定について」の事項について、当審議会で審議いたしましたので、ここに答申いたします。

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、一般廃棄物の処理責任を負う市町村が、その区域内のごみを管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画です。市町村は、その区域内における一般廃棄物の抑制に関し、適切に普及啓発や情報提供、環境教育等を行うことにより住民の自主的な取組を促進するとともに、一般廃棄物の適正な循環的利用に努めていく責務を有しています。

こうした考え方を踏まえ、一般廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策においては、まずできる限り廃棄物の排出を抑制し、次に廃棄物となったものについては、再使用、再生利用といった順にできる限り循環的な利用を行い、こうした排出抑制及び循環的利用の上、さらに適正な循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを計画の基本としています。

市民、事業者、専門家等で構成された当審議会では、いただきました諮問を受け、これまで真摯に検討して参りました。

審議会での議論の結果、行動計画の実施主体を明確にする、本計画書で用いる用語の定義やごみ処理のイメージフローを挿入しわかりやすい記述に努める、重点取組事項を明記する、など、当初の計画書（案）に対する様々な意見を集約しました。さらに、先日、市が実施されましたパブリックコメントによる意見聴取の結果も踏まえて計画書（案）を加筆修正し、本日ここに、答申とともに計画書をお返しする次第です。

計画の推進にあたっては、減量化の目標を明確にし、減量化に向けた行政としての強い姿勢を打ち出すとともに、その進捗については広く情報提供を進めていくことで、市民や事業者と目標を共有していくことを要望します。本計画の数値は、現時点での推計であることから、計画期間の中間年度では見直しを行ない、さらに計画策定の諸条件に大きな変動があった場合には弾力的に適宜見直しを行うなど、実効性を保持していくよう努めて下さい。

本計画を行政だけでなく市民、事業者が一体となって着実に進めることで、Reduce（発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用）の 3R が推進され、循環型社会の構築により、持続可能なまちの創造につながることを切望するものです。

5 委員等名簿（敬称略、順不動）

(1) 大津市廃棄物減量等推進審議会

区 分	氏 名	所 属	備 考
1号 学識経験者	樋口 能士	立命館大学准教授	会 長
	金谷 健	滋賀県立大学教授	副会長
	占部 武生	龍谷大学教授	
2号 有識市民	奥村 利樹	ごみ減量と資源再利用推進会議	
	後藤 佳子	ごみ減量と資源再利用推進会議	
	金子 みすず	ごみ減量と資源再利用推進会議	
	藤田 茂彦	大津市自治連合会	
	青原 みどり	大津市地域女性団体連合会	
	河本 満津秀	(社)大津青年会議所	
	山本 伊三郎	小学校長会 仰木小学校長 (くらしとごみ編集委員長)	
3号 事業団体推薦者	三上 征次	大津商工会議所	
	山口 竹治郎	(社)大津市商店街連盟	
	西塚 哲夫	株式会社平和堂総務部環境推進室	
	金田 宏治	大津市再生資源回収事業協同組合	
4号 関係行政機関 職員	上田 正博	滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課長	平成22年4月1日～
	藤川 剛	滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課長	～平成22年3月31日

※「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定について」の諮問をした平成22年3月23日以降について記載している。

(2) 大津市廃棄物等処理対策本部本部員

	部 局	役 職	氏 名
本部長	副市長		井上 俊生
副本部長	環境部	環境部長	苅和 良昭
本部員	政策調整部	政策調整部長	奥村 節子
	総務部	総務部長	北川 義治
	市民部	市民部長	増田 智子
	福祉子ども部	福祉子ども部長	川端 豊
	健康保険部	健康保険部長	茂呂 治
	産業観光部	産業観光部長	村田 省三
	都市計画部	都市計画部長	寺田 智次
	建設部	建設部長	拾井 道夫
	教育委員会	教育部長	西田 一廣
	企業局	企業局長	傍島 公男
	消防局	消防局長	田中 賢治
	農業委員会事務局	事務局長	中野 茂
	産業廃棄物処理公社事務局	事務局長	辻 辰巳
事務局長	環境部	不法投棄対策課長	廣瀬 敬司

(3) 大津市廃棄物等処理対策本部幹事

	部 局	役 職	氏 名
代表幹事	環境部	政策監	川上 建司
幹 事	政策調整部	企画調整課長	日比 均
	総務部	総務課長	北村 善隆
		財政課長	杉江 達秀
		管財課長	比良岡 昭七郎
		危機・防災対策課長	大西 充
	市民部	自治振興課長	中島 隆
	福祉子ども部	福祉政策課長	皆川 宏司
	健康保険部	健康長寿課長	平石 誠二
	健康保険部保健所	保健総務課長	伊藤 和昭
	産業観光部	産業政策課長	青山 與志信
		田園づくり振興課長	寺西 克博
		農林水産課長	福井 英夫
	都市計画部	都市計画課長	若森 俊作
		公園緑地課長	松井 繁夫
		住宅課長	中塚 辰治
		開発調整課長	松井 文治
		建築指導課長	中嶋 涉
	建設部	交通・建設監理課長	神山 雅利
		路政課長	西村 芳夫
		道路管理課長	岩波 末彦
		河川課長	山田 日出雄
	環境部	環境政策課長	大西 政章
		産業廃棄物対策課長	大橋 賢隆
		施設整備課長	山田 純也
		廃棄物減量推進課長	橋本 光太郎
	教育委員会	教育総務課長	井上 善治
		文化財保護課長	須崎 雪博
企業局	企業総務課長	山口 尚志	
消防局	消防総務課長	丸山 忠司	
	予防課長	小沢 靖	
農業委員会事務局	事務局次長	佛性 由富	

(4) ワーキンググループ

	所 属	役 職	氏 名
議 長	廃棄物減量推進課	課長補佐	山口 公平
委 員	環境政策課	副参事	小田 将勝
	廃棄物減量推進課	副参事	安孫子 昌冶
		副参事	徳野 有仁
	産業廃棄物対策課	副参事	原田 浩二
	不法投棄対策課	副参事	橋本 考司
	施設整備課	参事	小林 斉
		主査	山本 広
	環境美化センター	次長	竹内 誠人
		主幹	小島 浩
北部クリーンセンター	副参事	佐藤 良一	
事務局	廃棄物減量推進課	副参事	白川 武史
		主査	川端 雅彦
		主事	中島 裕一
		技師	荒木 幹昌

5 関係法令等（抜粋）

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(廃棄物減量等推進審議会)

第5条の7 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

(一般廃棄物処理計画)

第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- 六 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

3 市町村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即して、一般廃棄物処理計画を定めるものとする。

- 4 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。
- 5 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

(一般廃棄物処理計画)

第1条の3 法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画により、同条第2項各号に掲げる事項を定めるものとする。

## (3) 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例

(大津市廃棄物減量等推進審議会)

第17条 法第5条の7の規定により、一般廃棄物の発生の抑制、再利用の促進等に関する事項を審議するため、大津市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、一般廃棄物の発生の抑制、再利用の促進等に関する事項について、市長の諮問に応じて審議し答申する。

3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市民のうち一般廃棄物の発生の抑制、再利用の促進等に関し識見を有する者

(3) 事業者団体の推薦する者

(4) 関係行政機関の職員

5 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## (4) 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則

(大津市廃棄物減量等推進審議会)

第3条 大津市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)に会長を置き、会長は委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。



- 4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

#### (5) 大津市廃棄物等処理対策本部設置規則

##### (設置)

第1条 市内の家庭、事業所等から排出される廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）及び土砂等（大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成17年条例第90号）第2条第2号に規定する土砂等をいう。以下同じ。）の適正処理に関する施策を総合的に推進するため、本市に大津市廃棄物等処理対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

##### (所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物の処理に係る基本計画及び実施計画の策定に関すること。
- (2) 大津市総合計画基本構想等関係する諸計画との調整に関すること。
- (3) 市民及び事業者に対する廃棄物の処理に係る啓発のうち重要な事項に関すること。
- (4) 廃棄物及び土砂等の処理に係る行政処分のうち重要な事項に関すること。
- (5) 廃棄物及び土砂等の不適正処理の是正に関する調査及び実施計画に関すること。
- (6) 廃棄物及び土砂等の不適正処理の防止に関すること。
- (7) その他廃棄物及び土砂等の適正処理の推進について必要な事項に関すること。